

とやまチャレンジ 創業応援補助金

のご案内



富山市は、あなたの“チャレンジ”を応援します！

「とやまチャレンジ創業応援補助金」は、富山市内で新たに創業する方に対し、事業の開始に係る費用の一部を補助することにより、誰もが起業にチャレンジしやすい環境づくりを行い、新事業・新産業の創出や地域経済の活性化を図るものです。

■ 補助率及び補助限度額

補助金額は次の通りです。予算の範囲内で交付いたします。

- ① 補助率 …… 対象経費の 1/2
(千円未満は切り捨て)
- ② 補助限度額 … 50 万円以内

■ 申請受付期間

令和7年度交付分については、次の期間に申請受付いたします。

令和7年4月1日 ～ 令和7年12月26日

■ 対象地区

○富山市内全域

■ 補助対象者

新たに創業を行う方で、次の(1)～(6)の要件をすべて満たす方。

- (1) ウラ面別表1[補助対象事業となる業種]に掲げる事業を営むために、補助金の交付申請年度内に市内で創業する者。または、交付申請時において創業の日から5年を経過しない者についても補助金の交付を受けることができるものとする。
- (2) 申請時において富山市創業支援等事業計画に基づき創業支援事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けてから5年を経過しない者であり、富山市から証明書の交付を受けた者であること。
- (3) 事業計画書(様式第2号)について、富山商工会議所又は富山市北商工会、富山市南商工会、富山市八尾山田商工会から認定を受けた者であること。
- (4) 個人事業主の場合は、当該事業の代表者が補助事業の完了までに市内に居住し、市内に住民登録を行う見込みの者。法人の場合は、補助事業の完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (5) 市税を滞納していない者(補助金の交付申請時に市内に住所を有さない者又は市内に所在していない者)にあつては、住所地又は所在地における市区町村民税を滞納していない者)
- (6) 個人事業主または他の法人の登記上の代表者としての経験がない者であること。

ウラ面をご覧ください▶

「とやまチャレンジ創業応援補助金」のご案内

■ 補助対象事業となる業種 (別表1)

内 容
○富山県信用保証協会が保証対象とする業種 (ただし、特定の思想、政治又は宗教上の活動に関連する事業は除く)

※補助対象事業となる業種であっても、補助対象者が一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等である場合は補助対象から除く。

■ 補助対象経費

経費区分	内 容
事務所等改装費	○事務所等の開設に伴う外装工事・内装工事に要する費用 (事務所等以外の施設を併設している場合は、事務所等部分のみ対象とする) (解体及び処分に要する経費は対象としない)
車両関連費	○事業の遂行に必要な車両を購入または改造するために必要な経費 ※汎用性が高く目的外使用になりうる車両は除く、また用途を補助事業に限定しているものに限る。
工具器具備品費	○事業の遂行に必要な什器や備品等を購入するために必要な経費 ※汎用性が高く目的外使用になりうる備品 (生活家電等) は除く、また用途を補助事業に限定しているものに限る。 ※耐用年数が1年以上かつ1件あたりの取得価格が10万円以上(税抜)であること。
広告宣伝費	○新聞、雑誌、インターネット等による広告宣伝費 ○ホームページ制作費 ○パンフレット等の制作費 ○展示会等の出展費用 (出展料、配送料)

■ その他利用条件

- (1) 補助事業完了後、3年間事業状況報告書を提出すること。
- (2) 同一事業者に対する補助金の交付は1回限りとする。

■ 申請方法

申請書類を作成の上、富山市商工労政課までご提出ください。
また、事業計画書(様式第2号)については、補助申請までに富山商工会議所又は富山市北商工会、富山市南商工会、富山市八尾山田商工会から認定を受けてください。

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書については、富山市商工労政課にて発行しております。

※申請書は富山市ホームページ及びとやま起業・創業ガイドに掲載しております。

■ 申請書提出先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市商工労政課商工業振興係

TEL076-443-2070 FAX076-443-2183

E-mail: syokorosei@city.toyama.lg.jp

■ 提出書類

補助金の交付を申請する方は、とやまチャレンジ創業応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、富山市長宛に提出してください。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 交付申請額算出内訳書(様式第3号)
- (3) とやまチャレンジ創業応援補助金利用に関する誓約書(様式第4号)
- (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (5) 住民票の写し(創業前の方又は個人事業主の場合)
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書の写し(創業している法人の場合)
- (7) 納税証明書(市税)
- (8) 開業届出書の写し(個人事業主であり届出済の場合)
- (9) 営業の許認可証の写し(取得済の場合)
- (10) 事業を実施する場所の位置図及び事務所等の所在が確認できる書類(登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等)
- (11) 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)
- (12) その他市長が必要と認める書類

※申請等様式は、富山市ホームページ及びとやま起業・創業ガイドに掲載しております。

商工労政課 | 富山市公式ウェブサイトはこちらから▶

<https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/soshiki/1010713/1005580.html>



未来のとびら | とやま起業・創業ガイドはこちらから▶

<https://toyama-sogyo.jp>

